

## 西宮市都市景観形成助成金交付要綱

### (趣 旨)

**第1条** この要綱は、西宮市都市景観条例（平成21年西宮市条例第8号。以下「条例」という。）第61条の規定による助成に関し、必要な事項を定める。

### (定 義)

**第2条** この要綱において使用する用語の意義は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、条例及び西宮市都市景観条例施行規則（平成21年西宮市規則第19号）の例による。

### (助成対象)

**第3条** 市長は、次の各号に掲げる行為（以下「助成対象行為」という。）を行おうとする者に対し、予算の範囲内において、都市景観形成助成金（以下「助成金」という。）を交付することができる。

- (1) 都市景観形成建築物等、景観重要建造物、又は景観重要樹木の修復等で、保全計画又は管理の方法の基準に適合するもの。
- (2) 景観重点地区内における条例第10条第1項各号に掲げる行為（土地の形質の変更及び木竹の伐採を除く。）のうち市長が必要と認めるもので、景観重点地区景観形成基準に適合するもの。
- (3) その他都市景観の形成に著しく寄与すると認められる行為で、市長が特に必要と認めるもの。ただし、他の要綱等により助成対象となっているものを除く。

**2** 前項第3号の行為のうち、景観啓発に係る活動（以下「景観啓発活動」という。）に関して次の各号に該当するものとする。

- (1) 景観啓発活動は以下の全ての要件を満たすものとする。
  - ア 景観まちづくりに関する市民の意識の向上につながる活動であること。
  - イ 市民が主体的かつ継続的に、西宮市内で行う活動であること。
  - ウ 活動の発展が今後見込まれること。
  - エ 営利、宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
- (2) 活動団体が、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年西宮市条例第67号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。また、それらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (3) 次の各号に掲げる経費について、予算の範囲内において、助成金を交付することができる。
  - ア 広報誌、パンフレット等の作成及び配布に要する経費
  - イ 講演会、研修会等の開催に伴う会場使用料及び講師謝礼

ウ 会場設営に関する経費

エ 事務連絡等通信又は運搬に要する費用

オ その他市長が必要と認める経費

3 市長は、都市景観形成市民団体に対し、都市景観形成市民団体としての活動（以下「助成対象活動」という。）に係る次の各号に掲げる経費について、予算の範囲内において、助成金を交付することができる。ただし、他の要綱等により助成対象となっているものを除く。

- (1) 広報誌、パンフレット等の作成及び配布に要する経費
- (2) 講演会、研修会等の開催に伴う会場使用料及び講師謝礼
- (3) 事務連絡等通信又は運搬に要する費用
- (4) その他市長が必要と認める経費

#### （助成金の額）

**第4条** 前条第1項の規定による助成金の額は、助成対象行為を行うために必要な経費で、別表第1に掲げる対象物及び経費の種別に応じ、同表助成限度の欄に規定する率及び額の範囲内において市長が決定する額の合計額とする。ただし、対象物もしくはそれを構成する要素ごとの規模または重要性等により、別表第1によりがたいときはこの限りでない。

2 前項の規定による助成金の額の合計額は、同一敷地内における助成対象行為について500万円を超えないものとする。ただし、次に掲げる要件をみたす建築物等の保全に係わる行為で市長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

- (1) 地区の都市景観形成の核となり、大規模であること。
- (2) 歴史的価値または建築的価値が高いこと。
- (3) 市民に親しまれ、利用されていること。

3 前条第2項の規定による助成金の額は、景観啓発活動に必要な経費の額の2分の1以内で、かつ年額10万円を限度とする。なお、助成金の交付は同一団体又は実質的に構成員が同じであると認められる団体に対して、各年度1回とし、延べ3年を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

4 前条第3項の規定による助成金の額は、助成対象活動に必要な経費の額の2分の1以内で、かつ年額30万円を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

#### （交付申請）

**第5条** 第3条第1項の規定による助成金の交付を受けようとする者は、都市景観形成助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 設計図書
- (2) 工事費見積書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 第3条第2項及び第3項の規定による助成金の交付を受けようとする者は、各年度ごとに

交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 役員名簿及び構成員名簿
- (2) 団体の規約又はこれに代わるもの
- (3) 事業計画書
- (4) 収支計画書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

#### (交付決定)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査の上、助成金を交付するか否かを決定するとともに、交付の決定をしたときは都市景観形成助成金交付決定通知書により、不交付の決定をしたときは都市景観形成助成金不交付決定通知書により申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
- 3 市長は、第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）が、当該助成対象行為又は助成対象活動を中止したときは、原則として助成金の交付決定を取消すものとする。

#### (申請事項の変更)

**第7条** 助成対象者が交付申請書に記載した事項を変更しようとするときは、都市景観形成助成金交付決定変更申請書（以下「交付決定変更申請書」という。）に第5条各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、交付決定変更申請書を受理したときは、その内容を審査の上、承認するか否かを決定し、都市景観形成助成金交付決定変更通知書により助成対象者に通知する。

#### (完了報告)

**第8条** 第3条第1項の規定に係る助成対象者は、助成金の交付決定に係る助成対象行為を完了したときは、助成対象行為完了報告書に、当該助成対象行為に要した費用の支払いを完了した旨の書類（以下「領収書」という。）の写し（助成金の受領を当該助成対象行為の請負者に委任する場合は、当該助成対象行為に要した費用の請求書の写し）、完成写真及びその他市長が必要と認めるものを添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項及び第3項の規定に係る助成対象者は、助成金の交付決定に係る助成対象活動を完了したときは、助成対象活動完了報告書に、決算書若しくは清算書及びその他市長が必要と認めるものを添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

#### (助成金の額の確定)

**第9条** 市長は、助成対象行為又は助成対象活動の完了を確認したときは、交付すべき助成金

の額を確定し、都市景観形成助成金確定額通知書（以下「確定通知書」という。）により助成対象者に通知する。

（請 求）

**第 10 条** 助成対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、都市景観形成助成金請求書に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に請求しなければならない。

- (1) 確定通知書の写し
- (2) 助成金の受領を当該助成対象行為の請負者に委任する場合は、その旨を記載した書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の請求に基づき助成金を交付するものとする。

3 前条及び前2項の規定にかかわらず、第3条第3項の規定に係る助成について市長が特に必要と認めるときは、当該年度に係る助成金対象事業の完了前であっても、助成金を概算交付することができる。この場合において、概算交付した助成金の額は、前項の規定により交付する助成金の額から差し引くものとする。

（決定の取消し）

**第 11 条** 市長は、助成対象者が次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) 法第1条及び条例第1条の目的の達成に支障となる行為を行ったとき。

2 市長は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、都市景観形成助成金交付決定取消通知書により助成対象者に通知する。

（助成金の返還）

**第 12 条** 市長は、次の各号の一に該当するとき、都市景観形成助成金返還命令書により、速やかに当該助成対象者に対し、その返還を請求するものとする。

- (1) 助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る助成金が既に交付されているとき：当該取り消しに係る額
- (2) 概算交付した助成金の額が、確定した助成金の額を超えるとき：当該超える額

2 助成対象者は、前項の規定により助成金の返還を請求されたときは、速やかに助成金を返還しなければならない。

（様 式）

**第 13 条** この要綱に規定する申請書等の様式は、別に市長が定める。

（補 則）

**第14条** この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成2年5月1日から実施する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成23年9月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年5月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年10月26日から実施する。

別表第1 (第4条関係)

対象物の種別	経費の種別	助成限度	
		率	額(万円)
建築物等	基本設計及び実施設計に係る経費	1/2	100
	建築物(門、塀を除く。)の新築、増築、改築又は移転に係る工事費のうち外観に係る経費	1/2	300
	門又は塀の新築、増築、改築又は移転に係る工事費のうち外観に係る経費	1/2	200
	擁壁又は石垣の新築、増築、改築又は移転に係る工事費のうち外観に係る経費	1/2	200
	建築物等の修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る工事費のうち外観に係る経費	1/2	200
	建築設備等の目隠しなど修景工事に係る経費	1/2	50
	フェンス又は柵の新築、増築、改築又は移転に係る工事費のうち外観に係る経費	1/2	50
木 竹	植栽又は木竹の管理に係る経費	1/2	50
その他	都市景観の形成に著しく寄与すると認められる行為に係る経費	1/2	200